

副本受領

一九九二年(ワ)第二〇七五号、一九九三年(ワ)第二二二二五号 公式陳謝等請求事件

原告
被告 国
外

証拠説明書

一九九七年二月二日

右原告ら訴訟代理人

弁護士 小野 誠

同 堀 和

同 山本 晴

太 幸 之

京都地方裁判所

第一民事部

合議係

御中

同

松

本

康

之

同

池

上

哲

朗

同

武

田

信

裕

同

金

京

富

富

同

中

田

政

義

同

新

谷

正

敏

甲

(A) B・C

7 号

(証 枝番)

参考	立証趣旨	作成者	題表
<p>(記載内容等)</p> <p>朝鮮人「送出境業務」の一具体例。甲4号記の3(引揚保護の記録P55)送出境業務の基礎となる、K資料。郡道府県別に帰国予定者と指定。青森県の在任总人口三、四千人。送国移入業務者数二、三〇人</p>	<p>1. 朝鮮人の帰還に政府の責任と義務として行なわれ、Kこと</p> <p>2. 浮島丸に乗船し、K軍属以外の朝鮮人も、その行なわれ、あ、Kこと</p>	<p>厚生省 社会局と推測される。</p> <p>引揚保護の記録P55より</p> <p>大野敏一郎は、元厚生省社会局長</p> <p>(内務次官)</p> <p>作成年月日 不詳</p> <p>(引揚保護の記録P55より) 945 年 9 月 25 日</p>	<p>内地在任朝鮮人帰還</p> <p>希望見込数</p> <p>有</p> <p>(写) 憲政資料室</p> <p>国立国会図書館</p> <p>(所在等) 大野敏一郎文書 No. 1111-1</p>
			原本

甲

A・B・C

6

号

証

(枝番)

参 考	立 証 趣 旨	作 成 者	表 題
(記載内容等) P. 昭和20年9月20日、引揚港に關係神道府県等と引揚民市務訂を開設す。9月28日、舞鶴日丸九港を引揚港として指定し、受人、送込に要する諸般の準備を早急に進めること。……二ヵ月前、朝鮮人の送込への送還第一船富仙丸が、9月16日、舞鶴港に到着。	1. 朝鮮人の帰還は、政府の業務(責任と義務)であり、 2. 大湊警備府における朝鮮人帰還の発行、浮島丸の出港は、例外的に早く、政府の総合的計画立案以前であり、 3. 浮島丸の出港	舞鶴地方援護局 昭和32年以後 (不詳)	舞鶴地方引揚援護局史 本 何 (不詳)
		作成年月日	原 本
		年 月 日	(所在等)